

高校生の皆さん

令和6年11月1日施行 改正道路交通法



長野県PRキャラクター
「アルクマ」
©長野県アルクマ

自転車の

ながら運転 厳罰化！！

「ながら運転」の罰則が強化！！

【改正前】 罰則：5万円以下の罰金



スマートフォンを使用しながらの走行は絶対にやめよう

長野県自転車
安全・安心PRキャラクター
風野りん
イラスト/雨宮理真



【改正後】

- スマートフォンなどを手に持って、通話のために使用した場合
- スマートフォンなどを手に持って、その画面を見続けた場合

罰則：6月以下の懲役または10万円以下の罰金

- 「ながら運転」をして交通の危険（交通事故等）を生じさせた場合

罰則：1年以下の懲役または30万円以下の罰金